

平成 29 年 2 月 17 日

岩手県防災会議幹事会議 議長 様

岩手県防災会議幹事会議
社会福祉施設等防災分科会 座長 細川 倫史

社会福祉施設等防災分科会検討結果について

本分科会に依頼のあった下記検討事項について、別添のとおり取りまとめましたので報告します。

記

検討事項 県内における社会福祉施設の立地状況を把握するとともに、社会福祉施設等における防災体制（非常災害対策計画の策定・避難訓練・関係機関との連携体制）の確立及び県・市町村による支援体制などについて検討すること。

新たな風水害に対応した
社会福祉施設等における防災体制の整備について

社会福祉施設等防災分科会報告

平成 29 年 1 月 31 日

現状・課題

1 非常災害対策計画の策定、避難訓練の実施

- 施設等の対応は火災が中心である。水害・土砂災害に関する計画策定や避難訓練を実施している施設等が少ない。水害・土砂災害に関する計画を策定している施設等にあっても、立地条件が盛り込まれていないなど記載内容の不十分な施設がある。
- 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地している施設等においても、計画未策定や計画不十分な施設等、避難訓練未実施の施設等がある。
- 水害・土砂災害に関する計画の作り方や避難訓練の実施方法がわからない施設等がある。また、施設の特徴に応じて、異なった課題がある。
- 施設等が計画を策定する際に、水害・土砂災害の高リスク区域に立地しているかどうか把握できない場合がある。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練実施への指導・助言

- 県や市町村等が指導監督権限を有する施設等に対して実施している指導監査においては、運営体制等を確認しているが、水害・土砂災害に関する計画の内容や避難訓練の実施状況等は確認していない場合が多い。

3 社会福祉施設等に対する情報伝達

- 各避難情報の意味を理解していない施設等があり、避難情報の知識の周知を行う必要がある。
- 切迫時における気象情報や避難情報の施設等への迅速かつ確実な情報伝達を行う必要がある。
- 施設独自ではどこでどういう災害が発生しているか情報が把握しきれず、情報を受けた判断もできない場合がある。

4 社会福祉施設等と地域との連携

- 災害発生時に、施設等単独では避難等が困難な場合があることから、地域や関係機関と連携し、災害が発生したらすぐに対応できるような体制づくりが必要である。
- 普段から地域と連携して顔の見える関係を築いている施設等もあれば、地域との連携があまりない施設等がある。
- 県、市町村等や関係団体は地域との連携について、施設等に対して助言や支援を行う必要がある。
- 災害発生時、福祉避難所に一般の方が避難してしまうことがある。

具体的取組

1 社会福祉施設等の非常災害対策計画の策定、避難訓練の実施

○ 計画策定・避難訓練実施の徹底及び改善【施設等】

⇒ 水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等は、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施を徹底するとともに、継続的な改善に取り組む。

○ リスク情報等の提供【県、市町村等】

⇒ 県、市町村等は、施設等に立地条件等の情報提供を行う。

⇒ 市町村は、ハザードマップ作成を推進し、周知を徹底するなど、施設等がリスク情報を容易に把握できるようにする。

○ 計画策定や避難訓練実施に向けた支援・協力

【県、市町村等、関係団体】《新規》

⇒ 施設等の特徴に応じ、具体的なマニュアルの作成や取組事例の情報提供等を行う。

2 社会福祉施設等の非常災害対策計画及び避難訓練への指導・助言の実施

○ 定期的な点検、指導・助言の実施【県、市町村等】《新規》

⇒ 県、市町村等は、指導監督権限を有する施設等の開設時と定期の指導監査に加え、定期的な確認を実施し、施設等の非常災害対策計画及び避難訓練実施の点検と指導・助言を実施する。

指導・助言にあたっては、防災担当部局と福祉担当部局、土木担当部局が連携した実施を検討する。

3 社会福祉施設等に対する情報伝達の徹底

(1) 平時の取組

○ 避難情報の正確な理解【県、市町村等】

⇒ 県、市町村等は、避難情報の正確な知識について、施設等への周知の徹底を図る。

○ 情報伝達体制の整備【市町村】

⇒ 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局、土木担当部局が連携した、避難情報を適時的確に発令する体制づくりを図る。

⇒ 市町村は、避難情報の発令時には、必ずとるべき避難行動をあわせて伝達することを徹底する。

⇒ 市町村は、要配慮者に確実に避難情報が伝わるよう、要配慮者の特徴に応じたきめ細かな情報伝達手法を整備する。

○ 避難情報等への適切な対応【施設等】

⇒ 施設等は、災害発生時に適切な対応が出来るよう、市町村等が提供した情報や施設等が自ら収集した情報に対する判断や対応を行う訓練を実施する。

(2) 切迫時の取組

○ 避難行動に繋がる確実な情報伝達の実施【市町村】

⇒ 市町村は、避難情報発令の見通し、発令時にとるべき避難行動等について、住民や施設等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達することに加え、要配慮者に対しては確実に伝わる方法で伝達する。

⇒ 市町村は、避難情報の発令時には、対象地区、とるべき避難行動をあわせて伝達する。

⇒ 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局、土木担当部局が連携して情報伝達を実施する。

○ 避難情報等に基づいた避難開始【施設等】

⇒ 施設等は、避難情報等に基づいた適切な判断により早い段階で避難を開始する。

4 社会福祉施設等と地域との連携の推進

(1) 平時の取組

○ 地域と連携した計画策定・避難訓練実施及び改善【施設等】

⇒ 施設等は、地域社会（市町村、消防、警察、消防団、民生委員、地域住民、保護者等）と連携して非常災害対策計画の策定や実践的な避難訓練を行い、継続的な改善を図り、実効性を高める。

⇒ 施設等は、地域社会と地域に立地する施設等や入所者の情報共有を図る。

⇒ 施設等は、非常災害対策計画に地域や関係機関の連絡先等を盛り込む。

○ 地域と連携した防災体制整備に向けた支援・協力【県、市町村等、関係団体】

⇒ 県、市町村等、関係団体は、地域と連携した避難訓練等の実施に対する支援や協力をする。

⇒ 県、市町村等、関係団体は、モデル事例や取組事例等の情報提供を行い、広く普及を図る。

⇒ 県、市町村等は、同じ市町村内に立地している施設等について、指導監督権限により県が所管する施設等と市町村等が所管する施設等の非常災害対策等の情報共有を図る。

○ 福祉避難所の認知度向上【県、市町村】

⇒ 県、市町村は、福祉避難所は要配慮者の保護を目的としているものであることを、地域社会に周知する。

(2) 切迫時の取組

○ 地域と連携した避難開始【地域社会】

⇒ 地域社会は、声かけ等を行い、早い段階で避難開始できるよう支援する。

新たな風水害に対応した防災体制の整備【社会福祉施設等防災分科会（第2分科会）】取組一覧

主な論点	現状・課題	具体的取組
<p>1 社会福祉施設等の非常災害対策計画の策定、避難訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の防災対策の現状 施設等の防災対策の改善状況 施設等の防災体制整備への支援・協力など 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の対応は火災が中心である。水害・土砂災害に関する計画策定や避難訓練を実施している施設等が少ない。水害・土砂災害に関する計画を策定している施設等であっても、立地条件が盛り込まれていないなど記載内容の不十分な施設がある。 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地している施設等においても、計画未策定や計画不十分な施設等、避難訓練未実施の施設等がある。 水害・土砂災害に関する計画の作り方や避難訓練の実施方法がわからない施設等がある。また、施設の特徴に応じて、異なる課題がある。 施設等が計画を策定する際に、水害・土砂災害の高リスク区域に立地しているかどうか把握できない場合がある。
<p>2 社会福祉施設等の非常災害対策計画策定及び避難訓練実施への指導・助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設等への指導・助言の時期 施設等への指導・助言の体制など 	<ul style="list-style-type: none"> 県や市町村等が指導監督権限を有する施設等に対して実施している指導監査においては、運営体制等を確認しているが、水害・土砂災害に関する計画の内容や避難訓練の実施状況等は確認していない場合が多い。
<p>3 社会福祉施設等に対する情報伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設等への避難情報の内容の周知 情報伝達体制整備の内容 切迫時における情報伝達の方法など 	<ul style="list-style-type: none"> 各避難情報の意味を理解していない施設等があり、避難情報の知識の周知を行う必要がある。 切迫時における気象情報や避難情報の施設等への迅速かつ確実な情報伝達を行う必要がある。 施設独自ではどこでどういう災害が発生しているか情報が把握しきれず、情報を受けた判断もできない場合がある。
<p>4 社会福祉施設等と地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域と連携した防災体制整備の方法 地域と連携した防災体制整備への支援・協力 切迫時における地域と連携した避難 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に、施設等単独では避難等が困難な場合があることから、地域や関係機関と連携し、災害が発生したらすぐに対応できるような体制づくりが必要である。 普段から地域と連携して顔の見える関係を築いている施設等もあれば、地域との連携があまりない施設等がある。 県、市町村等や関係団体は地域との連携について、施設等に対して助言や支援を行う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時、福祉避難所に一般の方が避難してしまうことがある。

※ 具体的取組：【 】内は想定される実施主体。《新規》は分科会での検討を踏まえた新たな取組。

● 岩手県防災会議幹事会議社会福祉施設等防災分科会 ●

委 員 名 簿

県警察本部 警備課長 石川 康
総務部 理事兼副部長兼総務室長 大槻 英毅
保健福祉部 副部長兼保健福祉企画室長 細川 倫史
岩手県市長会 事務局次長 浅沼 秀夫
岩手県町村会 事務局次長 佐藤 修
岩手県消防長会 盛岡地区広域消防組合消防次長兼警防課長 高橋 利光
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 事務局次長 門脇 吉彦
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会 会長 渡辺 均
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会 会長 松田 賢雄
一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会 会長 長澤 茂
